

## 第4章 河川整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに設置される河川管理施設の機能の概要

河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。

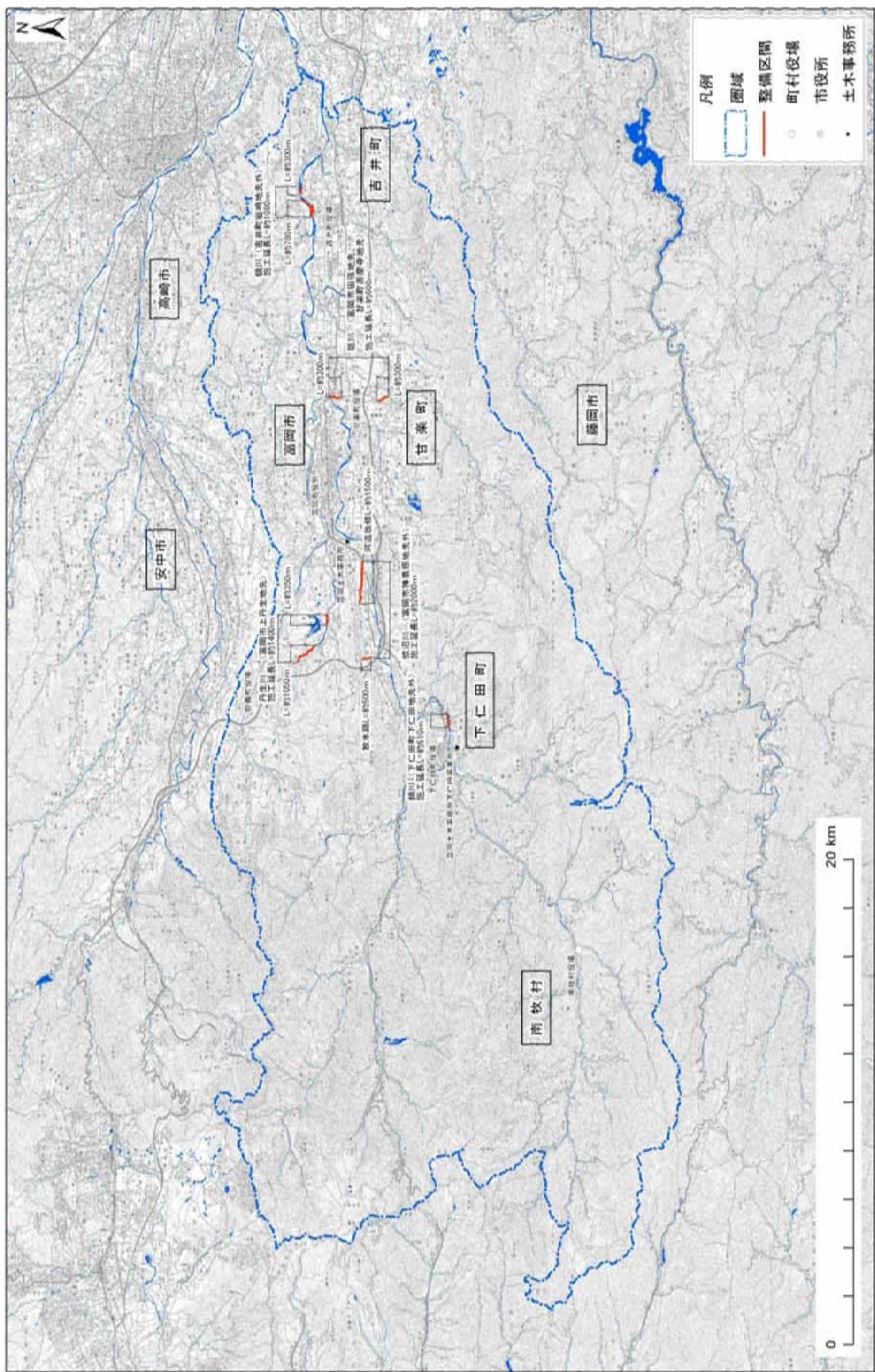
また、工事の実施に際しては、河川の水利用の現状を調査し支障なく適正な水利用ができるよう、水辺環境に配慮し、人と川とがふれあうことのできるよう考慮する。

なお、計画対象期間において、整備を予定するのは表4-1の区間とする。

表4-1 整備を予定する区間

河川名	整備を予定する区間	延長
鏑川	①吉井工区：多胡橋下流約300mから多胡橋上流約880mまで ②下河原工区：東部大橋下流約810mから下流約200mまで	約1,080m 約 610m
丹生川	竹ノ下2号橋下流約350mから栄橋まで	約1,400m
雄川	鏑川合流から清水橋まで	約 600m
蚊沼川	①本川区間：岩崎橋から堤橋まで ②放水路区間：中沢川から塩の入川合流点下流まで	約2,000m

また、当該河川工事の施行場所以外に浸水被害が発生した箇所については、現地状況に適した治水対策を行い、当面の安全性を確保する。



## [鏑川] 吉井工区

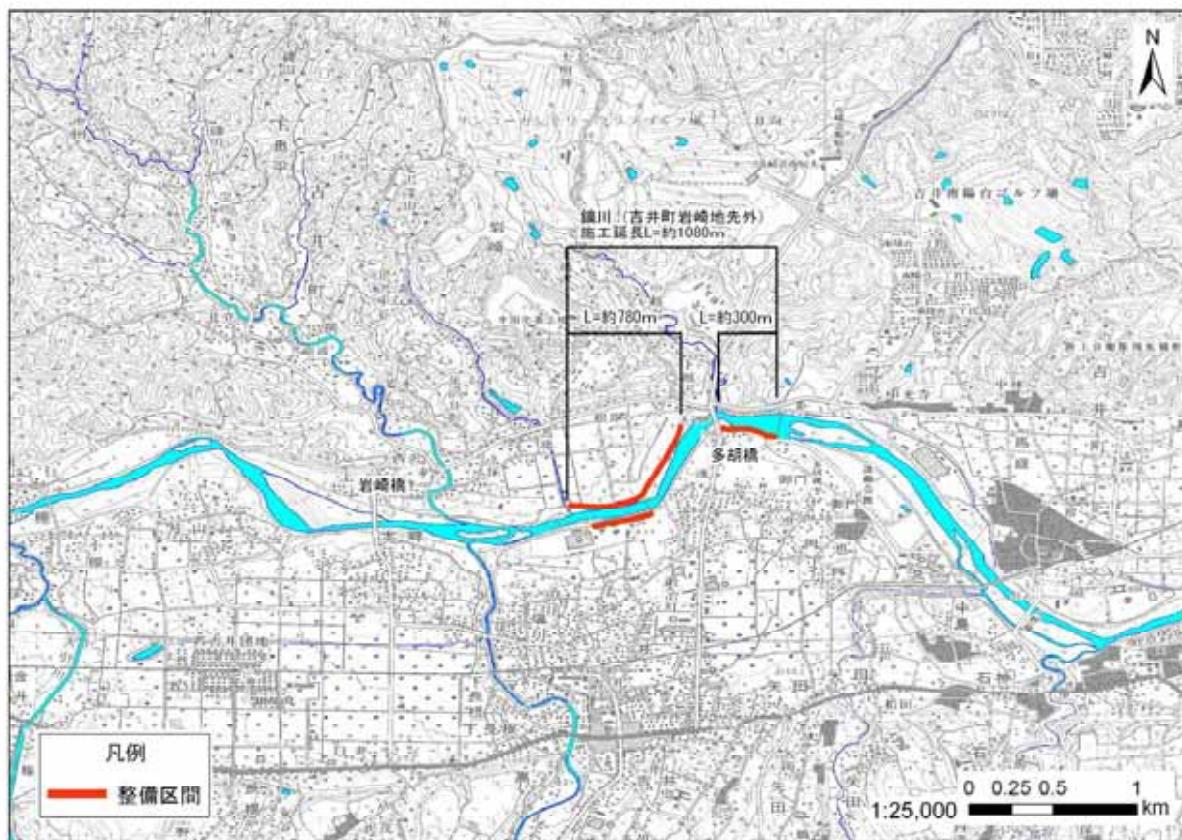
多胡橋上下流の鏑川では、河積（川の断面積）が小さく、河道も屈曲しており、宅地及び農耕地に浸水被害が発生している。このため、河道の拡幅と線形改良により、概ね50年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修に当たっては、自然石等の自然な素材を使用し植生の回復及び保全を図り自然豊かな水辺の整備に努める。

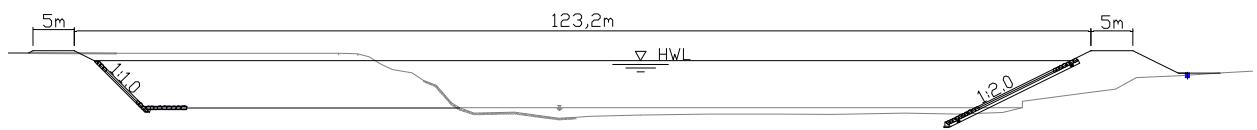
施工区間 多胡橋下流約300mから多胡橋上流約880mまで

延長 L=約1,080m

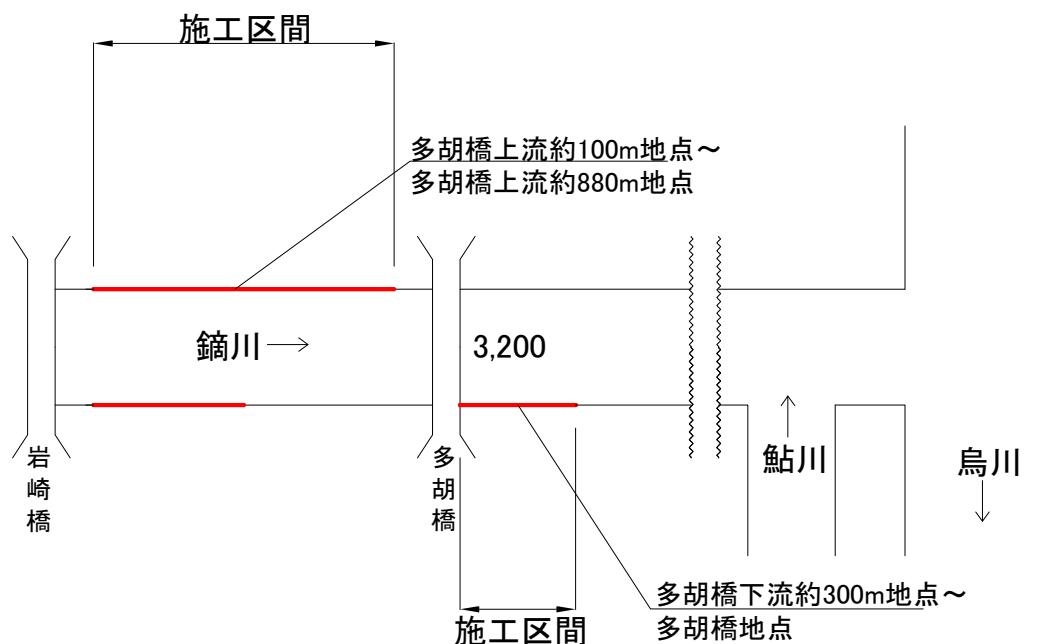
整備内容 河道掘削工、護岸工、築堤工



平面図



代表横断図（多胡橋上流約700m地点）



計画流量配分図

(単位 : m<sup>3</sup>/s)

## 〔鏑川〕下河原工区

鏑川上流部の下河原地区は、無堤区間があり、宅地及び学校校庭等に浸水被害が発生している。

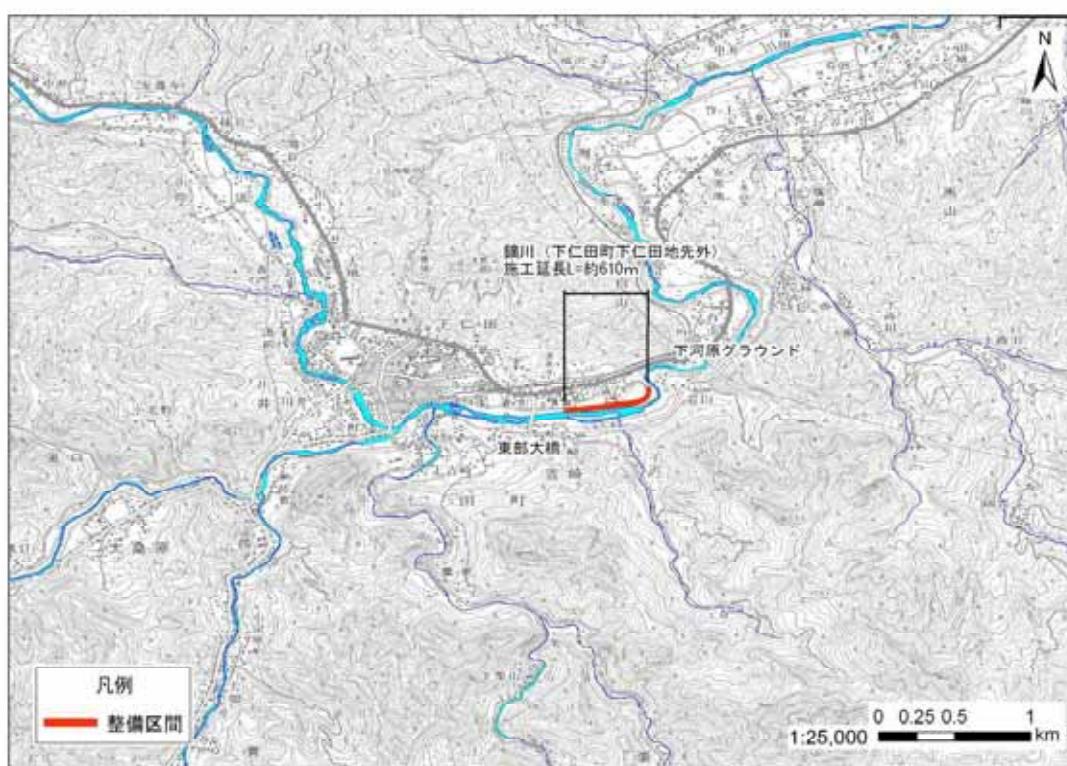
このため、築堤工により、概ね50年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修に当たっては、貴重種の生息環境を保全するため、河床や水際の改変ができるだけ抑制するなど、自然環境の保全に努める。

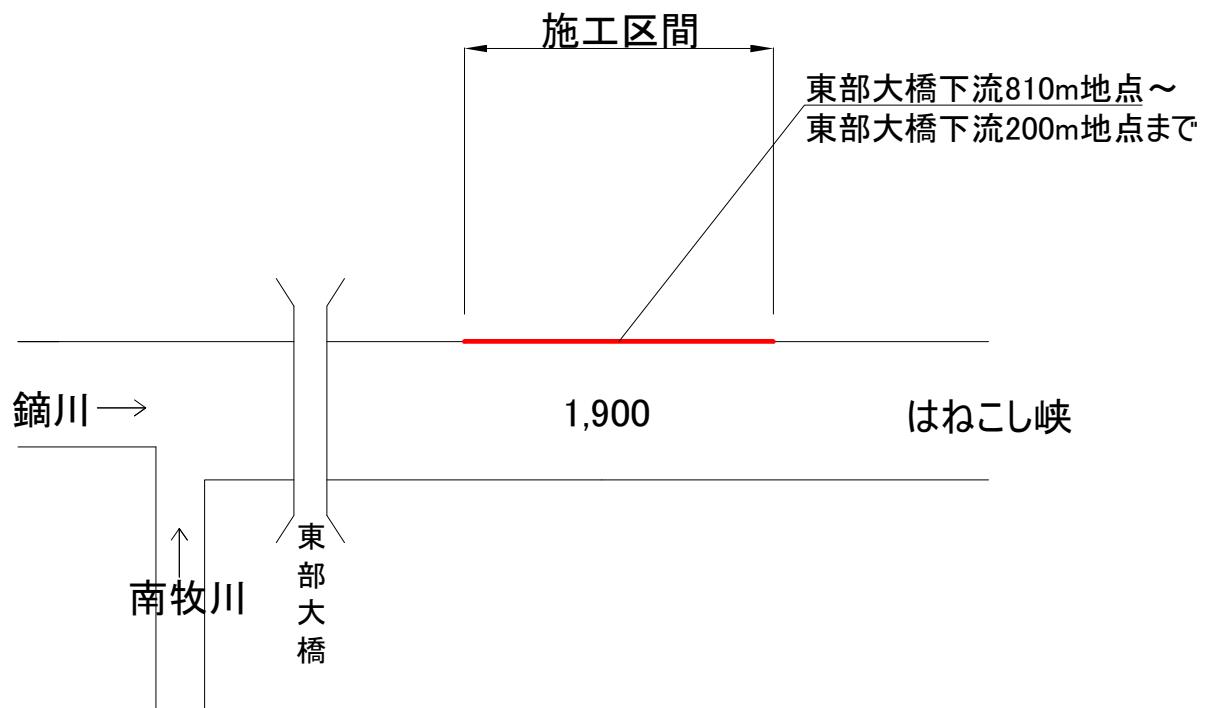
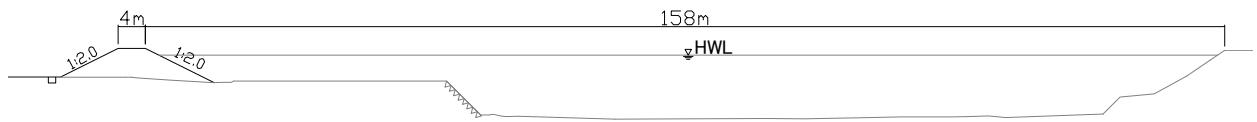
施工区間 東部大橋下流約810mから下流約200mまで

延長 L=約610m

整備内容 築堤工、護岸工



平面図



(単位 : m<sup>3</sup>/s)  
計画流量配分図

## [丹生川]

丹生川の薬師橋下流から栄橋までの区間は、河積（川の断面積）が小さいとともに河道の線形が悪く、農耕地等に浸水被害が発生しており、また下流改修済み区間のうち竹ノ下2号橋下流約350m区間の左岸側は無堤区間と堤防高が低い区間がある。

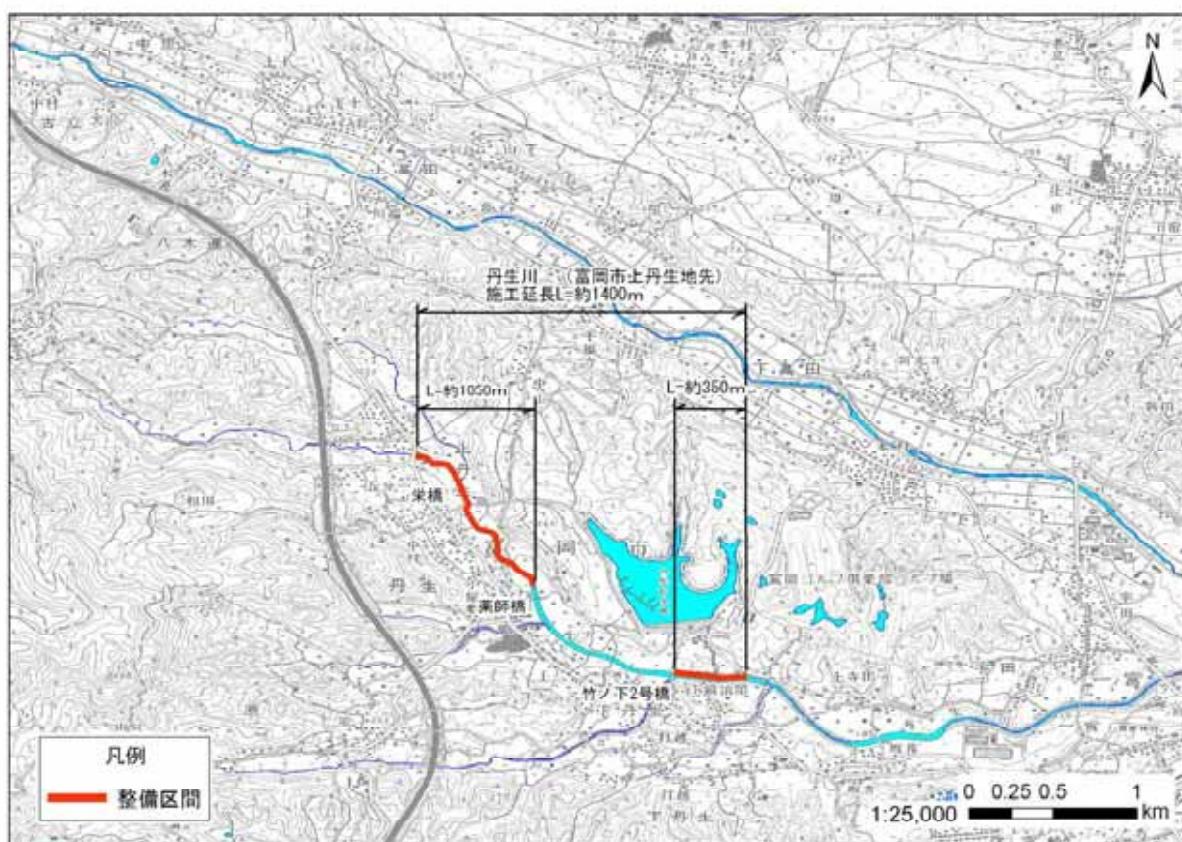
このため、河道の拡幅、線形改良及び築堤を実施し、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修に当たっては、親水性や植物の生育等に配慮した1:2.0勾配の土羽を基本とし、護岸は構造物付近や水衝部等必要最小限の箇所のみとするとともに、みお筋をつくるなど自然豊かな水際の整備に努める。

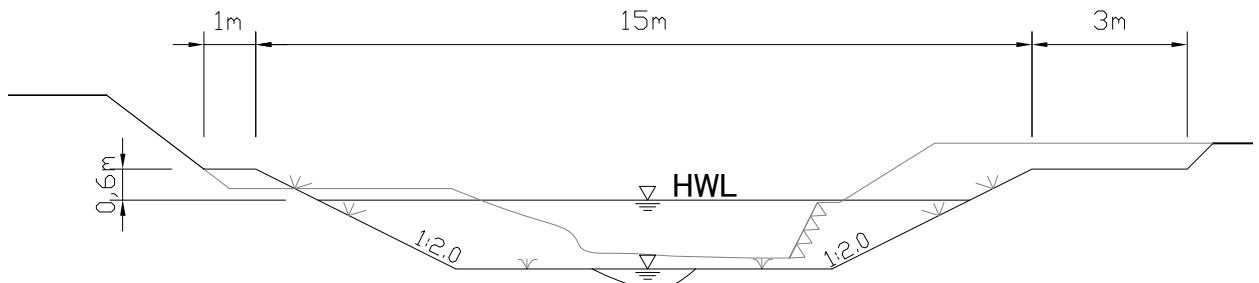
施工区間 竹ノ下2号橋下流約350mから栄橋まで

延 長 L=約1,400m

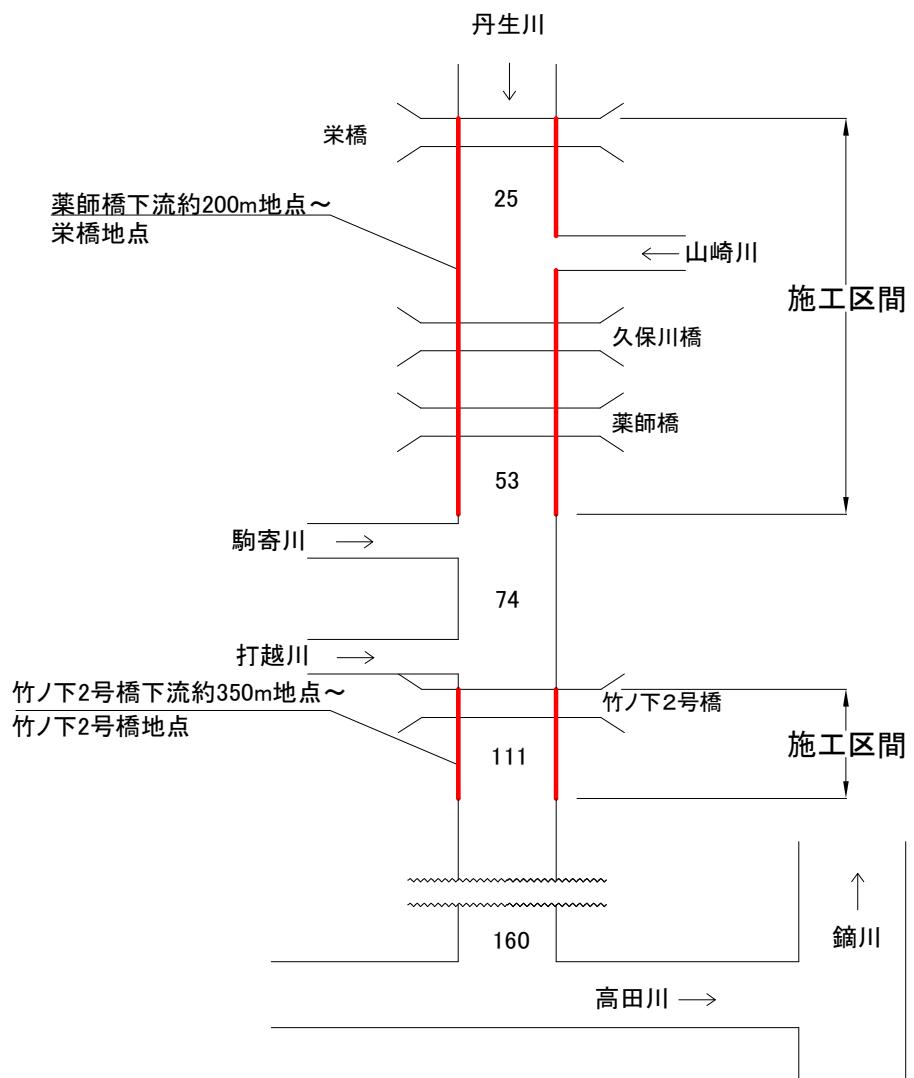
整備内容 河道掘削工、護岸工、築堤工、橋梁架替工



平面図



代表横断図（薬師橋上流約500m地点）



計画流量配分図

(単位 : m<sup>3</sup>/s)

## [雄川]

雄川の清水橋から下流約300mの区間および、鏑川合流より上流約300mの区間は、現状では十分な河積（川の断面積）が確保されていない。

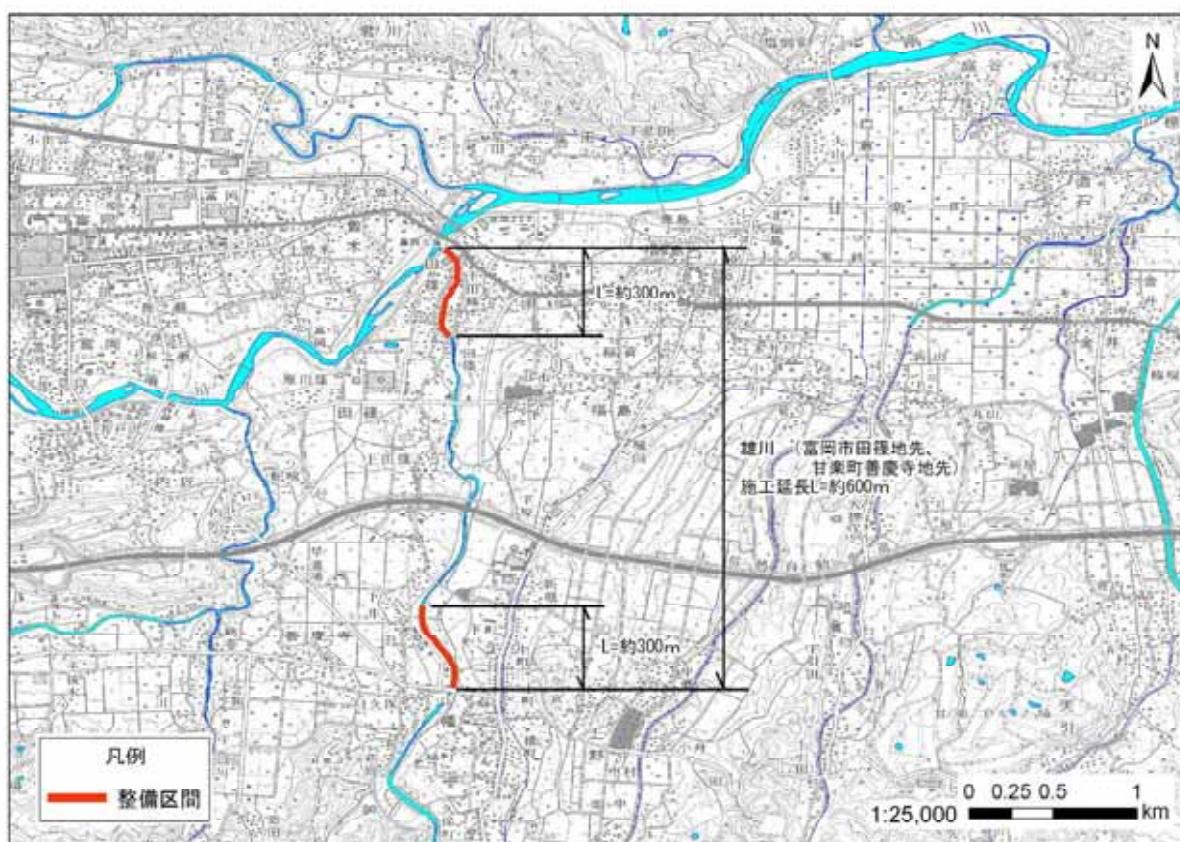
このため、河道の拡幅、河床掘削等により、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋の浸水被害を防止する。

改修に当たっては、自然石等の自然な素材や地被植物が生えやすい多孔質なブロック等を使用し、自然豊かな水際の整備に努める。

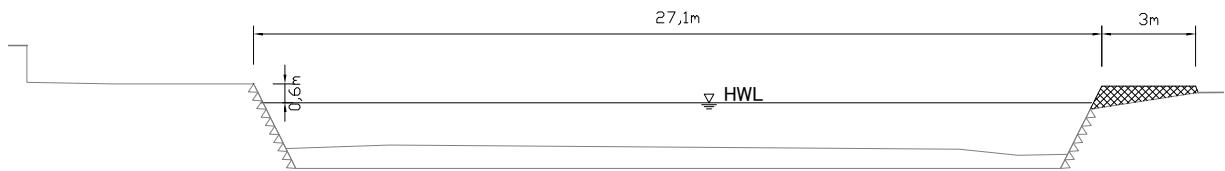
施工区間 鏑川合流から清水橋まで

延長 L=約600m

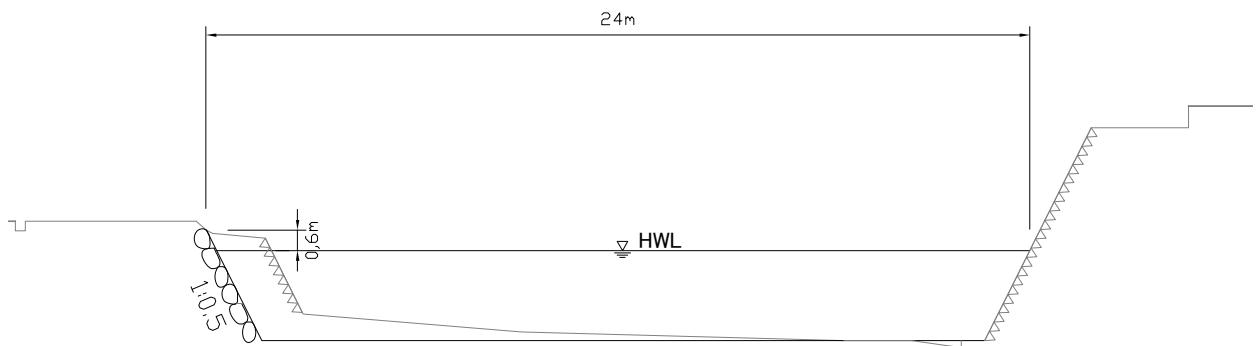
整備内容 河道掘削工、護岸工、築堤工



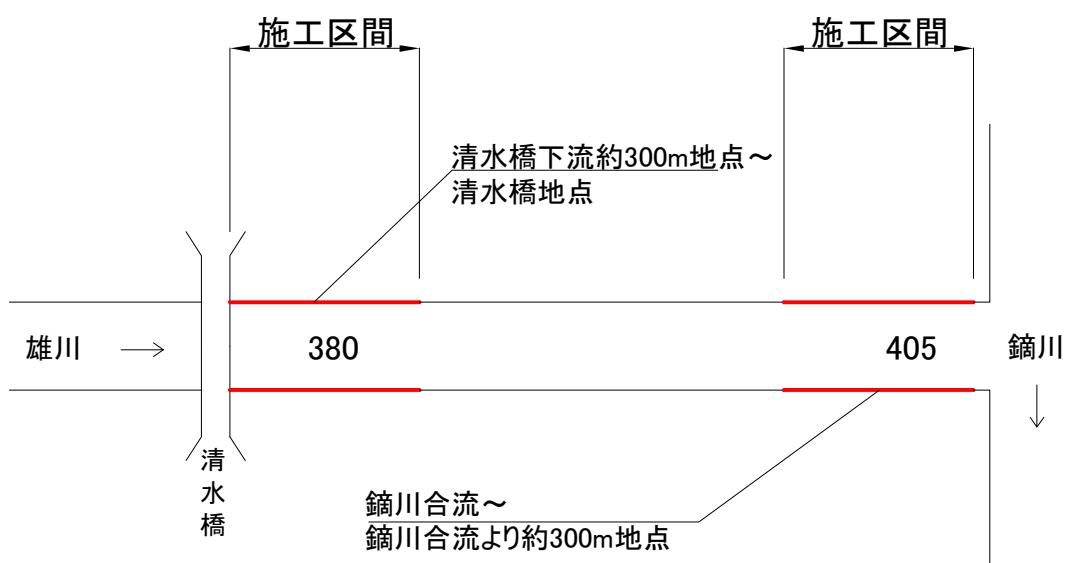
平面図



代表横断図（鏑川合流上流約300m地点）



代表横断図（清水橋下流約200m地点）



計画流量配分図 (単位 : m<sup>3</sup>/s)

## [蚊沼川]

蚊沼川下流部の神農原地区において、河積（川の断面積）が小さく、宅地、農耕地、国道254号及び上信電鉄に浸水被害が発生している。

このため、下流部の河道拡幅と上流部の塩の入川合流部から中沢川に放水路を整備し、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修に当たっては、地被植物が生えやすい多孔質なブロック等を使用し、自然豊かな水際の整備に努める。

### 施工区間

#### ①本川区間

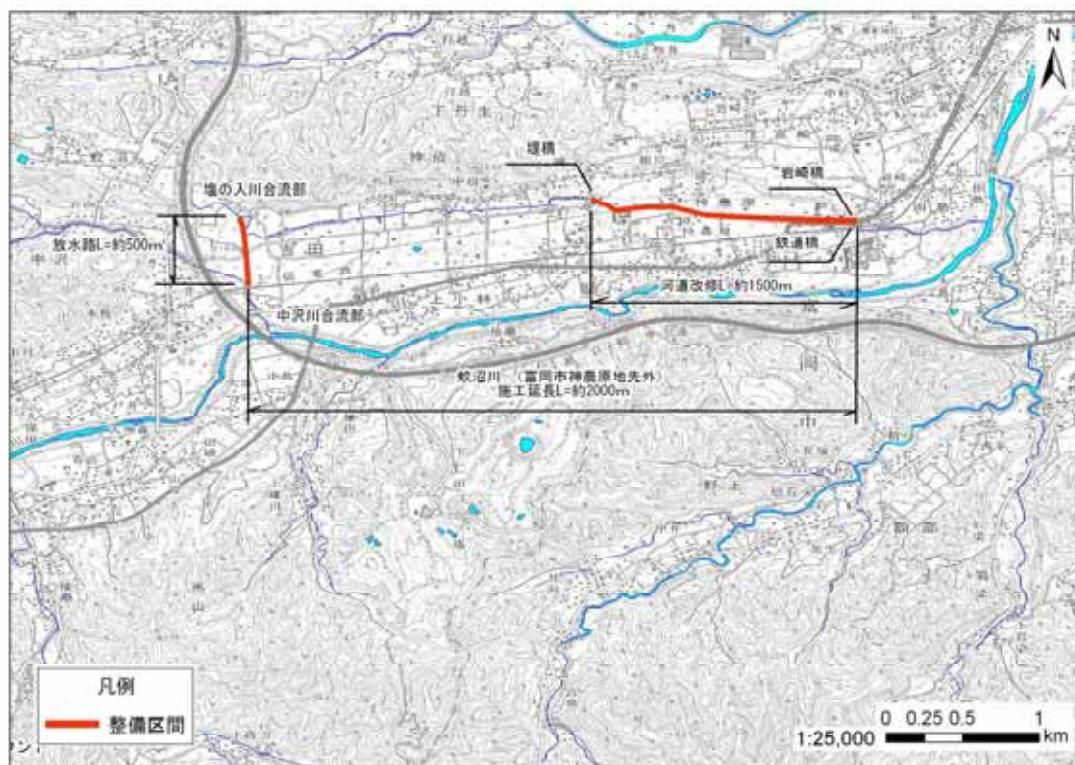
岩崎橋から堤橋まで 延長 約1,500m

#### ②放水路区間

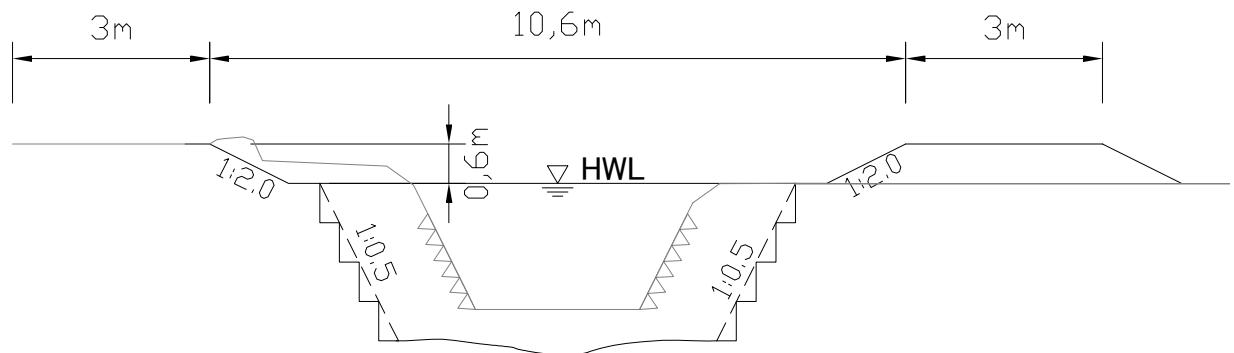
中沢川から塩の入川合流点下流まで 延長 約500m

延長 L = 約2,000m

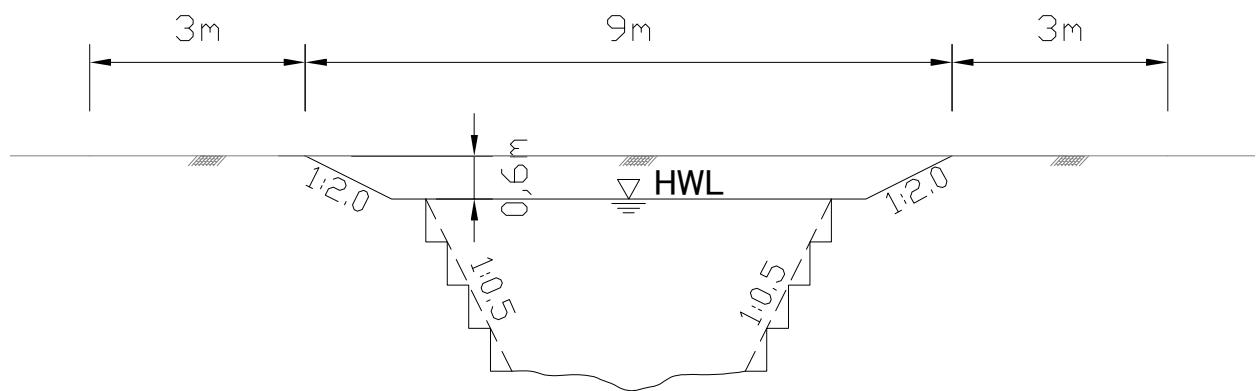
整備内容 河道掘削工、護岸工、分水施設工、橋梁架替工



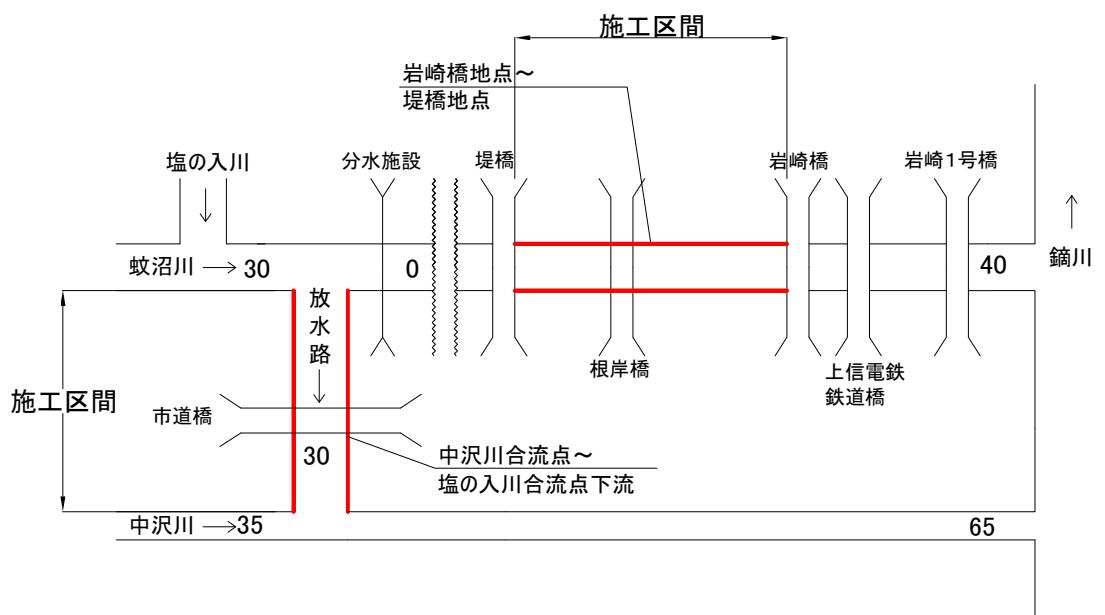
平 面 図



代表横断図（岩崎1号橋上流約1,000m地点）



代表横断図（中沢川合流点上流300m地点）



計画流量配分図 (単位 : m<sup>3</sup>/s)

## 第2節 河川の維持管理の種類

### (1) 河川の維持管理の目的

鏑川圏域内の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行う。

### (2) 河川の維持の種類及び施行の場所

#### ア 災害発生防止のための管理

##### (a) 河川管理施設の維持管理

鏑川圏域の河川において日常的に以下のとおり維持管理を行う。

###### (河川内の維持管理)

- ・河川内に堆積した土砂や草木の繁茂などの影響により河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。

###### (堤防・護岸の維持管理)

- ・堤防が不同沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、堤防の嵩上げや腹付けなどの必要な対策を行う。
- ・護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対策を行う。

###### (河川占用施設の維持管理)

- ・取水堰や橋梁などの占用施設で河道の洗掘や断面の阻害などの河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。

###### (地域住民等との協働による維持管理)

- ・地域住民やN P O、ボランティア団体などと協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。また、多くの方の住民参加が得られるよう広報やP R活動に努める。

###### (県営ダムの維持管理)

- ・道平川ダム及び大仁田ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好に保つために必要な計測・点検を行い、その機能の維持に努める。

### ( b ) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報を観測・収集して、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報とする。

### イ 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、浸水想定区域や洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動を実施し、防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）との協力体制の維持強化を図る。

### ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検を行う。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

### エ 水量、水質への対応

#### ( a ) 水量、水質の監視

地域住民や関係県部局との連携のもと水量、水質の監視を行う。

#### ( b ) 啓発活動

関係機関と連携を図り、節水意識の向上や生活雑排水を直接河川へ流さないよう呼びかけるなど啓発活動を行う。

#### ( c ) 水質事故への対処

有害物質が河川に流出するなどの水質事故は、生息・生育する動植物のみならず、水利用者にも多大な被害を与える。そのため、日頃から関係機関との連携に努め、事故防止への注意を喚起するとともに、事故発生時には迅速に対応し、被害の軽減に努める。

### オ ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

関係機関と連携を図り、地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させる。